

10

障害のある
子どもの
ために

各種手当

手帳の交付がなくても利用できるサービスもありますので、
担当窓口にお問い合わせください。



特別児童扶養手当

身体や精神に障害のある児童を養育している父もしくは母(のうち主に所得の多い人)または父母にかわって児童を養育している人に支給されます。
*申請が必要です。
*所得制限により支給されない場合があります。

交通遺児手当

交通事故により父親や母親が死亡若しくは、心身障害の状態になった時に義務教育修了前の児童を養育している保護者に支給します。
*申請が必要です。
*所得制限により支給されない場合があります。



問い合わせ

住んでいる地域の窓口へ

高崎地域	▶ 本 庁	こども家庭課	027-321-1247
倉渚地域	▶ 倉渚支所	市民福祉課	027-378-4525
箕郷地域	▶ 箕郷支所	市民福祉課	027-371-9055
群馬地域	▶ 群馬支所	市民福祉課	027-373-2381
新町地域	▶ 新町支所	市民福祉課	0274-42-1238
榛名地域	▶ 榛名支所	市民福祉課	027-374-5112
吉井地域	▶ 吉井支所	市民福祉課	027-387-3133

身体障害者手帳

● 身体に障害のある方に交付され、障害の程度により1級から6級の区分があります。手帳は申請により交付します。

療育手帳

● 知的障害があると判定された方に交付され、障害の程度によりAとBの区分があります。手帳は申請により交付します。

精神障害者保健福祉手帳

● 精神に障害のある方に交付され、障害の程度により1級から3級の区分があります。手帳は申請により交付します。



問い合わせ

住んでいる地域の窓口へ

高崎地域	▶ 本 庁	障害福祉課	027-321-1245
倉渚地域	▶ 倉渚支所	市民福祉課	027-378-4525
箕郷地域	▶ 箕郷支所	市民福祉課	027-371-9055
群馬地域	▶ 群馬支所	市民福祉課	027-373-2381
新町地域	▶ 新町支所	市民福祉課	0274-42-1238
榛名地域	▶ 榛名支所	市民福祉課	027-374-5112
吉井地域	▶ 吉井支所	市民福祉課	027-387-3133